正　誤　表

弊社刊行物『会社「経理・財務」の基本テキストII（ステップアップ編）』（三訂版・平成21年12月15日発行）に下記の誤りがありました。

お詫びの上、以下のとおり訂正させていただきます。

税務研究会出版局

ページ	誤	正
26頁 下から 15行目	⑧　役務の利用強制 ⑨　不当な給付内容の変更 ⑩　不当な経済上の利益の提供要請 〈追加〉	⑧　役務の利用・物の購入強制 ⑨　不当な給付内容の変更 ⑩　不当な経済上の利益の提供要請 ⑪　下請事業者が親事業者の違反行為について、公正取引委員会又は中小企業庁長官に知らせたことを理由として、不利益な取扱いとすること
116頁 上から 14行目	簡便法は、当期末分が概算計上となるため、前期末計上分のみの繰延税金資産の回収可能性を検討します。	簡便法は、当期発生した一時差異を把握しないことから、前年度末計上分の繰延税金資産の回収可能性を検討します（経営環境等に著しい変化が生じた場合を除く）。
118頁 表中 下から 2行目	…経過措置が設けられましたので、消規22条1項の適用を受けていた場合、この経過措置の適用を受けることができます。	…経過措置が設けられました。
119頁 表中 上から 12行目	…で、かつ控除すべき消費税額がない場合は、…	…で、かつ納付すべき消費税額がない場合は、…
119頁 表中 下から 6行目	…年税額が 4,800 万円以上の事業者については年11回と…	…年税額が 4,800 万円超の事業者については年11回と…
128頁 下から 1行目	…／消基通 11―2―19、11―5―8、15―1―2	…／消基通 11―5―7、11―5―8、15―1―2、15―1―5
132頁 上から 15行目	適格合併とは、被合併法人の株主等に合併法人の株式及び出資以外の資産が交付されないもので、次のいずれかに該当するもので一定の要件に該当するものをいう。①企業グループ内の…②共同事業…があり、適格合併による資産等の移転…（中略）…の計上が繰り延べられる。	適格合併とは、株式保有要件又は共同事業要件のいずれかを満たす合併で、被合併法人の株主等に合併法人株式又は合併親法人株式のいずれか一方の株式又は出資以外の資産が交付されないものをいう。適格合併による資産等の移転…（中略）…の計上が繰り延べられる。

ページ	誤	正
143頁 下から 3行目	〈追加〉 (14)　連結法人（連結親法人又は連結子法人）が連結事業年度の中途において連結納税の承認を取り消された場合。 (15)　連結グループが連結納税の取止めの承認を受けた場合。	(14)　連結子法人の連結事業年度の中途において連結親法人が公益法人等に該当することとなった場合。 (15)　連結親法人が公益法人等に 100%保有されている場合において、連結事業年度の中途において当該公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなったとき。 (16)　連結法人（連結親法人又は連結子法人）が連結事業年度の中途において連結納税の承認を取り消された場合。 (17)　連結子法人が連結納税の取止めの承認を受けた場合。
147頁 下から 1行目	法法81の3①、81の18①、81の10／法令119の3③、119の4①	法法81の3①、81の18①、81の10
276頁 下から 18行目	**③　決算・財務報告プロセスに係る内部統制の簡潔な可視化** 決算・財務報告プロセスに係る内部統制は、担当者の経験や前年度の作業の踏襲に依拠しており、作業手順が適切な管理のもとで可視化されておらず、そのため実施すべき手続がわかりにくい場合が多いと考えられます。また、決算・財務報告プロセスは手作業による複雑な手続が多く、会計処理のための基礎資料など、多くの資料が作成されるため、一般にコントロールの証跡を明瞭に示すことが難しく、手続が適切に統制されていることについて第三者（テスト実施者及び外部監査人）が心証を得るのに手間がかかるものと思われます。そこで、業務を簡潔に可視化することで、期末日後の運用状況の評価を効果的に実施することが可能となります。内部統制の簡潔な可視化にあたっては、 a　手続を業務マニュアルとして明文化する b　内部統制をルールどおり運用した記録を統制の対象となる資料に残す（重要な資料を管理者が査閲した証跡としての承認印、資料の数値を管理者が確認した証跡としてのチェックマーク等） c　運用すべき業務・統制項目を業務チェックリストとして記載し、実施を確認した記録を残す などを組み合わせて整備するのが効果的です。	**③　決算・財務報告プロセスに係る内部統制の可視化の必要性** 決算・財務報告プロセスに係る内部統制は、担当者の経験則や過年度の作業手順に依拠している場合には、作業手順が適切に可視化されていないために、正確かつ合理的に実施すべき手続が実行されないと考えられます。また、決算・財務報告プロセスは手作業による複雑な手続が多く、会計処理のための基礎資料など、コントロールの証跡を明瞭に示すことが難しく、手続が適切に統制されていることを第三者（テスト実施者及び外部監査人）の相互理解を得るために必要以上の稼働及び時間を要する結果となります。そこで、業務を可視化することで、期末日後の運用状況評価を効率的に実施することが可能となります。内部統制の可視化にあたっての要点は、 a　業務マニュアルとして明文化する b　ルールどおり運用した記録を統制対象となる資料に残す（重要な資料を管理者が査閲した証跡としての承認印、資料の数値を管理者が確認した証跡としてのチェックマーク等） c　運用すべき業務・統制項目を業務チェックリストやフローチャートとして記載し、実施確認した記録を残す などを組み合わせて整備するのが効果的です。